Ⅰ１、２の項目について

これまでの労使関係については、今後とも、維持してまいりたいと考えており、種々の問題解決に向けては、必要に応じ、皆様方のご意見をお伺いしながら取り組んでまいりたい。

Ⅰ３、Ⅱ４の項目について

行政職給料表２級及び３級の最高号給に多数の職員が滞留していることについては認識しているが、現時点において給与上の措置を講ずることは困難。

Ⅰ３、４、Ⅱ１、２の項目ついて

職員の任用にあたっては、地方公務員法に規定されている平等取扱の原則や情勢適応の原則、任用の根本基準である能力実証の原則に基づき、適切に行うこととしている。

公立小中学校事務職員の総合的な人事制度については、学校事務を効率的に推進する観点から、「事務の共同実施」又は「学校間連携」等の実施に向けた検討を行うよう、市町村教育委員会に対する指導・助言事項に記載しているところ。また、11月に「学校事務の共同実施等事例報告会」を開催するとともに、事務の共同実施等が未実施の３市町の教育委員会に対しヒアリングを実施し、その取り組みを進めてもらえるよう働きかけを行ったところ。引き続き、学校事務の現状と執行方法のあり方について検証するとともに、市町村教育委員会に対する働きかけに工夫を凝らしてまいる。

学校事務の共同実施等については、学校運営体制・学校事務処理体制を充実させる観点から、平成11年度に学校事務の共同実施を行う実践協力モデル校が、平成13年度にきめ細かな学習指導や教育の情報化の支援等の事務部門の強化対応に対する国の定数措置が行われ、本府においても、これらの取り組みを行なう学校に対してこの加配措置を行ってきたところ。

加えて、事務処理の共同化・集中化を図る必要性が一段と高まってきていることに鑑み、平成14年度から、必要に応じ複数校での兼務発令が行えるよう条件整備を行い、さらに、平成19年度には、兼務発令が行いやすいよう事務手続きを改善したところ。

事務の共同実施の一手法として法制度化された共同学校事務室については、室長又は職員に府費負担教職員を充てようとする場合の手続きについて、市町村教育委員会へ周知させていただいたところ。

また、各学校の実情と課題に応じて創意工夫を凝らした組織的、機動的な学校運営が行われるようにするため、学校事務を学校運営組織に適切に位置づけ、学校事務職員の専門性を最大限に発揮しながら、学校事務のより一層円滑な運営が図られることが重要。

市町村教育委員会において、それぞれの市町村の実情を踏まえた、学校事務職員の標準的な職務内容を定めていると認識している。

Ⅱ３の項目について

教職員の評価・育成システムについては、教職員の意欲・資質能力の一層の向上を図ることにより、教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図ることを目的として実施している。

評価結果の給与等への反映については、皆さま方との協議を踏まえ、平成１９年度から前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当に反映しており、平成２４年度からは上位評価の昇給への反映を廃止するとともに、勤勉手当については、より勤務成績が反映できるよう成績率を見直したところ。

引き続き、「教職員の評価・育成システム」がより良い制度となるよう、充実・改善を図ってまいりたい。

Ⅱ５の項目について

再任用職員の給与については、平成30年度の人事委員会勧告において、「引き続き、国の動向を注視するとともに、民間企業における状況、本府における実情等も考慮し、検討を行っていく」とされており、その対応を注視してまいりたい。

地方公務員の定年については、地公法において、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとされている。

国家公務員の定年延長については、平成30年8月に人事院より「意見の申出」としてその方向性が示されたところであり、国の検討状況等を注視してまいる。

Ⅱ６の項目について

市町村立学校における教職員の勤務時間の適正な把握については、市町村教育委員会に対する指導・助言事項において、府立学校で実施している趣旨を踏まえ、同様の措置がとられるよう働きかけてきたところ。

また、平成29年8月に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を各市町村教育委員会あてに周知し、啓発を図っているところ。

今後とも、教職員の勤務時間の適正な把握に努めるとともに、勤務時間を意識した働き方の推進に向けて取り組みを進めてまいりたい。

Ⅱ７の項目について

要保護・準要保護の児童・生徒が多数在籍している学校に対する事務職員の複数配置を含め、事務職員の配置については、国定数の範囲内で配置しているところ。

今後とも、適正な定数管理に努め、適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでまいる。

Ⅱ８の項目について

採用に際し、諸事情をお聞きし、適切に配置している。

Ⅱ９の項目について

就労環境等の整備に関しては、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正等を踏まえ、今後とも適切に対応してまいる。

Ⅱ10の項目ついて

事務職員の病気休暇者及び介護休暇の代替については、制度として代替措置を講ずることは困難だが、必要に応じて市町村教育委員会と協議の上、実態を考慮して対処しているところ。

なお、長期休業中の、教職員の病気休暇等の代替措置につきましては、基本的には困難であるが、学校運営上重大な支障が出るような場合には、個々の実態を踏まえ、対処してまいる。

Ⅱ11の項目について

病気休暇、介護休暇に関わる引継日の措置については、現状では難しい状況。

なお、引継日の制度については、産休前後に２日以内、育休後に３日以内で設けられているところ。

Ⅱ12の項目について

高齢者部分休業の代替については、制度として代替措置を講ずることは困難であるが、育児短時間勤務については、基本的に、その代替者について、措置してまいる。

Ⅱ13の項目について

総務サービス事業については、各学校事務職員が紙ベース手作業で処理していた府費負担教職員の給与・旅費に係る報告事務及び帳票受領事務を、平成18年９月からパソコンによるオンライン処理に変更し、当該事務の効率化・簡素化に努めている。

平成30年度は、臨時的任用職員の通勤手当認定情報の入力や児童手当の認定通知等の配信をSSCトップページへ掲載するなど、学校からの要望の多かった項目についてシステム改修を行った。

また、税制改正に対応するための年末調整システムの改修にあたって、所得税コード等の入力誤り防止、入力後の確認作業の簡素化を目指し、「扶養控除・配偶者控除等申告」画面及び「保険料控除申告」画面での入力、確認用帳票の強制出力等に配慮したところ。

義務制学校及び学校事務職員にとって、より良きものになるよう、今後とも必要な都度、負担軽減に関わる事項について話し合いを行ってまいりたいと考えている。

Ⅱ14の項目について

給与支給日と学校行事を重ねない配慮については、機会あるごとに各市町村教育委員会等に対し、学校行事の計画策定に当たっては、給与支給日等を避けるよう依頼をしている。

また、学校長に対し、「給与支給日等における現金取扱い上の安全確保について」を通知し、給与支給日に支障が生じないよう指示している。

また、年度末にも、行事計画作成に当たって、給与支給日等を避けるよう通知している。

平成30年度の学校閉庁日の実施予定状況を把握したところ、実施する20市町のうち１市が給与支給日に閉庁を予定していたため、給与支給日の対応等に影響がないかどうか市町村教育委員会に事前に確認したところ。

今後とも、引き続き市町村教育委員会と連携してまいる。

Ⅱ15の項目について

制度改正等については、随時通知や市町村教育委員会の担当者会議等で周知するとともに、適切な事務執行のため、各種手引等につきましても、更新しているところ。

「認定事務の手引き」をはじめとする各種手引類については、給与支給事務の適正な執行のための一助となるよう総務事務システム上でお示ししているところ。

これまでも、給与制度等の変更内容を各種手引類に反映させるため、加筆・修正し、更新に努めてきている。

今後も、よりわかりやすい手引書となるよう工夫し、更新に努めてまいりたい。

研修会については、「学校事務職員・臨時主事夏期研修会」を平成30年７月23日～８月10日の間、各府民センターに出向く形（泉北・泉南は新別館）で、７日間開催した。近年研修を行っていなかったテーマとして「児童手当制度」と「給与の減額」等の研修を行った。また「現任学校事務職員・臨時主事研修会」を９月26日、27日に、「現任校長研修会」を10月12日、15日に、それぞれ学サ調査と監査の結果を中心として、実際にあった事例紹介等をご説明させていただいたところ。

また年末調整事務においては、システム改修を行ったことにより入力方法等が大幅に変更になったため、説明会では変更点を中心に説明するとともに、マニュアルやFAQにより情報提供に努めてきたところ。

今後も、事務の変更や制度改正があれば、その都度、説明会や研修会を開催するなど、制度周知に努めてまいる。

Ⅱ16の項目について

近年、銀行の統廃合等がかなりの規模と回数で行われ、その多くは自動読替処理を行ってきたところだが、今後とも、できるだけ電算システムによる読替処理を図るよう知事部局とも協議してまいりたい。

Ⅱ17の項目について

公立の小・中学校及び幼稚園の施設整備について、大阪府教育庁としては、公立小・中学校の新増築や大規模改造を実施する際に、学校施設の計画・設計上の留意事項など国が策定した「小・中学校施設整備指針」の趣旨に加え、個人情報保護の観点からも事務室の設置や、良好な教育環境の確保・整備が進められるよう、国の負担金制度や学校施設環境改善交付金制度の効果的な活用を働きかけている。

Ⅱ18の項目について

市町村立学校における労働安全衛生体制の整備については、設置者である市町村教育委員会が実施することになっているが、府教育委員会では「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」や市町村教育委員会人事担当者会議において、労働安全衛生体制の整備・充実について指導しているところ。

なお、府立学校に対しては、安全衛生協議会での検討を踏まえ、平成１６年度に「大阪府立学校ＶＤＴ作業のためのガイドライン」を策定のうえ通知し、ＶＤＴ作業従事者に対する適正な衛生管理に努めるよう指導している。

Ⅱ19の項目について

臨時主事など臨時的任用職員の初任給については、上限号給の見直しを含めて、改正地方公務員法等の施行にあわせ、検討してまいりたい。

Ⅱ20の項目について

会計年度任用職員制度の導入については、現在、国から示された事務処理マニュアル等を踏まえつつ、任用、服務及び懲戒、勤務条件等個別の課題ごとに、制度導入に向け検討を進めている。

学校の運用については今後、検討していくことになるが、負担増とならないよう努めてまいる。